

# 播磨町の奨学金制度について

▶問合せ 教育総務グループ ☎079 (435) 0533

播磨町では、経済的理由により就学が困難な学生などに対して奨学金を貸し付けしています。

## 1. 貸し付け対象となる人

播磨町に住所を有し、次のすべての要件を満たす人。

- 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校、各種学校、大学および短期大学等（ただし、大学院を除く。また、私立学校については学校法人が設置運営する学校に限る。）に在学している人
- 経済的理由により修学が困難な人（教育委員会の定める基準があります。詳しくは6. 認定基準（所得基準）と7. 認定所得金額の算出方法をご覧ください。）
- 修学意欲が盛んである人

## 2. 貸し付けされる額

区 分	奨学金の額
国公立の高等学校	月額 17,000円
私立の高等学校	月額 29,000円
高等専門学校	国公立 月額 20,000円
	私立 月額 31,000円
専修学校	国公立 月額 17,000円
	私立 月額 29,000円
各種学校	月額 22,000円
大学・短期大学など (大学院を除く)	月額 30,000円 または 50,000円 (自由選択)

※他の奨学金を受ける人は、その奨学金との合計金額が上記金額を超えない範囲となります。貸付額が上記金額以上の奨学金を受けている場合は、播磨町奨学金の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

## 3. 連帯保証人

貸し付けが決定した場合は、連帯保証人が2人必要となります。

- 1人目 奨学生の父母
- 2人目 次のⅠ、Ⅱの条件に全て当てはまる人

### Ⅰ. 債務返済能力のある人

別住所で独立した生計を営み、債務返済能力のある人。返済能力を確認できるいずれかの書類を提出していただきます。

- 所得証明書（給与所得者）  
年間収入 ≥ 月賦返還額 × 12月 + 300万円（事業所得者）  
年間所得 ≥ 月賦返還額 × 12月 + 200万円
- 預貯金残高証明書 預金残高 ≥ 貸付予定総額
- 固定資産評価証明書 評価額 ≥ 貸付予定総額

### Ⅱ. 以下のいずれかに該当する人

- (ア) 奨学生の父母以外の4親等以内の親族で、18歳以上65歳未満の人
- (イ) (ア)に該当する人がいない場合は、18歳以上65歳未満の人
- (ウ) (イ)に該当する人がいない場合は、4親等以内の親族で65歳以上の人

## 4. 貸し付けされる時期

4月、8月、12月の3回に分けて奨学生本人名義の口座に振り込みます。  
(ただし、貸付初年度は、8月、12月の2回とします)

## 5. 返還の方法

貸付期間終了後の翌月から起算して6ヵ月経過した月から、返還が始まります。

返還期間は、貸付年月の2倍の年月になります。

(例) 月額50,000円の貸し付けを4年間受けた場合…月額25,000円を8年間で返還

※正当な理由がなく、期日までに返還しなかった場合、遅延損害金が加算されます。また、返還が滞った場合、貸付金額を一括返済していただく場合があります。

## 6. 認定基準（所得基準）

貸付希望者の父母など（父および母またはこれに代わって生計を維持する者をいいます）の収入・所得金額から算出される「認定所得金額」が「基準額」を下回れば認定することができます。

### 基準額（令和4年度）

区 分	収入基準額		
	大学・専修学校 専門課程に在籍	その他の学校に 在籍	
世帯 人員	1人	139万円	103万円
	2人	198万円	165万円
	3人	212万円	190万円
	4人	229万円	206万円
	5人	239万円	221万円
	6人	250万円	234万円
	7人	262万円	246万円

## 7. 認定所得金額の算出方法

次の①所得金額から②特別控除額を引いたものが認定所得金額となります。

### ① 所得金額

父母などそれぞれの収入金額について、給与所得の場合は次の計算式により算出した控除額を差し引いて所得金額を求め、それらを合算します。

※給与所得以外は、所得金額（収入から経費を差し引いた額）を合算します。

#### (A) 収入金額の多い人

収入金額	控除額
268万円未満の場合	収入金額と同額
268万円以上400万円以下の場合	収入金額 × 0.2 + 214万円
400万円を超え781万円以下の場合	収入金額 × 0.3 + 174万円
781万円を超える場合	408万円

#### (B) 収入金額の少ない人

収入金額	控除額
65万円以下の場合	収入金額と同額
65万円を超え 180万円以下の場合	収入金額 × 0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円)
180万円を超え 360万円以下の場合	収入金額 × 0.3 + 18万円
360万円を超え 660万円以下の場合	収入金額 × 0.2 + 54万円
660万円を超え 1,000万円以下の場合	収入金額 × 0.1 + 120万円
1,000万円を超え 1,500万円以下の場合	収入金額 × 0.05 + 170万円
1,500万円を超える場合	245万円

### ② 特別控除額

貸付希望者以外に就学者のいる世帯や母子・父子世帯、障害のある人がいる世帯など特別の事情のある世帯については、世帯の状況に合わせて特別控除があります。詳しくは教育総務グループにお問い合わせください。

#### 例 4人世帯

【父、母、兄（私立大学3年生）、奨学生（私立大学1年生）】

#### (収入金額)

父(600万)、母(350万)、兄(60万)、奨学生(0円)

#### (所得金額)

父 600万 - (600万 × 0.3 + 174万) = 246万円…㉞

母 350万 - (350万 × 0.3 + 18万) = 227万円…㉟

兄 (対象外) 0円…㉡

㉞ + ㉟ + ㉡ = 473万円 ㉠

#### (特別控除額)

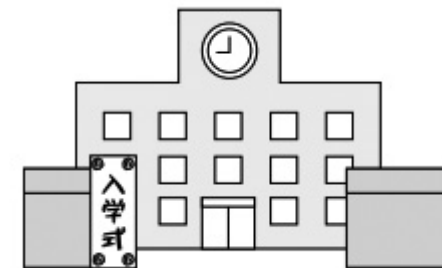
兄 133万 + 奨学生 137万 = 270万円 ㉢

㉠ - ㉢ = 203万円 < 229万円 (4人世帯の収入基準額)

### 令和4年度の奨学金貸付申請の受付期間（予定）

令和4年6月1日（水）～15日（水）を予定しています。

令和4年度申請分から様式が変更されますので、町公式ホームページから様式をダウンロードする際は、お間違えのないようお気を付けください。



## 新入学学用品の準備費を援助します

令和4年度小・中学校新1年生の就学援助（新入学学用品準備費）制度

町立小・中学校新1年生の学用品費及び通学用品に対して援助します。

▶対象 令和4年度から町立小・中学校新1年生となる子どもがいる世帯で、世帯全員の所得の合計額が基準額以下の世帯（生活保護世帯は除く）

※現在小学校6年生で令和3年度就学援助を受けている人は申請の必要はありません。

#### ▶援助額（予定）

新小学1年生 51,060円

新中学1年生 60,000円

#### ▶受付期間

2月1日（火）～18日（金）

8:30～12:00、13:00～17:15

（土・日曜日、祝日を除く）

※郵送での申請も可能です。

#### ▶申請・問合せ

教育総務グループ

☎079 (435) 0533